

## 中野区教育委員会規則第5号

### 中野区いじめ問題対策連絡協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中野区いじめ防止等対策推進条例（令和3年中野区条例第9号）第12条第3項の規定に基づき、中野区いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の構成、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 連絡協議会は、次に掲げる関係者により構成する。

(1) 学校

- ア 区立小学校長会が指定する区立小学校の校長
- イ 区立中学校長会が指定する区立中学校の校長

(2) 教育委員会

- ア 教育委員会教育長
- イ 教育委員会事務局次長
- ウ 教育委員会事務局子ども・教育政策課長
- エ 教育委員会事務局指導室長
- オ 教育委員会が別に設置する次に掲げる職にある職員

(ア) 専門教育相談員

(イ) チーフスクールソーシャルワーカー

(ウ) 学校包括支援員

(3) 警察

- ア 区内警察署の生活安全課の職員
- イ 区内警察署のスクールサポーター

(4) 中野区子ども家庭支援センターの所長

(5) 児童委員

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める関係者  
(会長及び副会長)

第3条 連絡協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、前条第2号アに掲げる者をもって充て、副会長は、同号イに掲げる者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第4条 連絡協議会の会議は、原則として毎年1回開催する。

2 連絡協議会は、会長が招集する。

3 会長は、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる関係者以外の者を連絡協議会の会議に出席させ、意見の陳述又は説明を求めることができる。

4 前3項に定めるもののほか、連絡協議会の議事に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

(庶務)

第5条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。